

大船渡市津波防災のための建築制限等に関する条例施行規則 (平成25年3月18日規則第8号)

最終改正:平成25年3月18日規則第8号

改正内容:平成25年3月18日規則第8号 [平成25年4月1日]

○大船渡市津波防災のための建築制限等に関する条例施行規則

平成25年3月18日規則第8号

大船渡市津波防災のための建築制限等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大船渡市津波防災のための建築制限等に関する条例(平成25年大船渡市条例第5号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係図書の縦覧)

第2条 市長は、条例第3条第2項の告示をしたときは、関係図書を災害復興局土地利用課及び都市整備部住宅公園課に備え、一般の縦覧に供しなければならない。

(建築物の構造等の基準)

第3条 条例第4条第2項の規則で定める構造等の基準は、次の各号に掲げる種別の区域に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 第2種区域A 住居の用に供する建築物であつて、ア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 建築物の基礎上端がその敷地の接する前面道路の高さ(当該前面道路の縦断面に高低の差がある場合は、最も大きい高低の差の2分の1の高さ又は市長が指定した高さ。次号において同じ。)から1.5メートル以上高い位置であり、かつ、地階に居室を有さないこと。

イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であり、かつ、1階以下の階に居室を有さないこと。

(2) 第2種区域B 住居の用に供する建築物であつて、ア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 建築物の基礎上端がその敷地の接する前面道路の高さから0.5メートル以上高い位置であり、かつ、地階に居室を有さないこと。

イ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であり、かつ、1階以下の階に居室を有さないこと。

(3) 第2種区域C 地階に居室を有さないこと。

(構造耐力上及び避難上安全な建築物)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める建築物は、東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針(平成23年11月17日付け国住指第2570号)に適合する建築物であつて、市長が津波防災のための建築制限等に関する建築許可書(別記様式)を交付したものとする。

(増改築における適用除外の要件)

第5条 条例第5条第2項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 増築をする場合 ア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 増築後における延べ面積が条例第3条第2項の告示をした日における延べ面積の1.2倍を超えないこと。

イ 第2種区域C内に存する建築物であること。

(2) 改築をする場合 ア又はイのいずれかに該当するものであること。

ア 建築物の全部の改築をするものでないこと。

イ 第2種区域C内に存する建築物であること。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式(第4条関係)

津波防災のための建築制限等に関する建築許可書

申請者	住所	
	氏名	
建築予定地	大船渡市	
予定建築物	造 階建て 延床面積	m ²
主要用途		
構造基準	1 津波に対する構造耐力上の安全性に係る基準 2 津波の最大浸水深を考慮した避難スペースの高さの設定に係る基準 3 主要構造部が鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる構造	

上記の建築物は、「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年11月17日付け国住指第2570号）」に適合することを認め、建築を許可します。

年 月 日

大船渡市長